

生産行程管理業務規程

平成30年11月20日

1. 作成者

名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

住所（フリガナ）：〒651-2145 ^{ヒョウゴケンコウベシニシクタマツチヨウイスミ88ハツ} 兵庫県神戸市西区玉津町 居住88番

名称（フリガナ）：^{コウベニクリュウツウスイシンキョウギカイ} 神戸肉流通推進協議会

代表者（管理人の氏名）：^{カイチョウ モリ コウイチ} 会長 森 紘一

ウェブサイトのアドレス：<http://kobe-niku.jp>

2. 農林水産物等の区分

区分名：第2類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3. 農林水産物等の名称

但馬牛（タジマギュー）、但馬ビーフ（タジマビーフ）、TAJIMA BEEF

4. 明細書の変更

神戸肉流通推進協議会は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録にかかる明細書の変更を行うものとする。

5. 明細書適合性の確認

(1) 素牛の確認

素牛の確認については、協議会指定登録生産者より牛の出荷時に提出される、「肥育農家証明書」「子牛登記書」にて協議会役員が素牛の確認を行う。

(2) 肥育方法の確認

肥育期間及び牛の種類については、出荷時に提出される「肥育農家証明書」にて生後28ヶ月齢以上60ヶ月齢以下の雌牛・去勢牛であることを協議会役員が確認する。屠畜場については、兵庫県内の食肉センター（神戸・加古川・姫路・西宮・三田・但馬）に出荷され処理された牛であることを、食肉センターに所属する協議会役員が確認する。ただし、共進会・共励会に出展する場合等で、上述のと畜場以外の場所だと畜をする際には、事前に協議会がその必要性を確認する。

また、出荷時に提出される「子牛登記書」にて、協議会役員が個体識別番号を確認し、但馬牛（たじまうし）であることを確認する。

（3）枝肉基準の確認

枝肉基準の確認については、歩留・肉質等級が「A」「B」2等級以上であることの確認は、公益社団法人日本食肉格付協会が発行する、「格付明細書」にて協議会役員が確認する。

協議会役員は公益社団法人日本食肉格付協会にて格付けが行われたのち、「但馬牛証明書」の発行と、枝肉には、「但馬牛」「但馬ビーフ」「TAJIMA BEEF」を証する印を押印し、「兵庫県産（但馬牛）証明書交付報告書」を作成する。また、協議会が管理する「但馬牛血統証明システム」に「但馬牛」「但馬ビーフ」「TAJIMA BEEF」に認定されたことを証する情報を協議会役員が入力する。

6. 明細書適合性の指導

（1）素牛、肥育期間及び牛の種類について

神戸肉流通推進協議会は、素牛、肥育期間及び牛の種類について、従った生産が行われていない場合には、生産業者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、神戸肉流通推進協議会は当該生産業者に対し、一定期間牛の出荷を禁止できるものとする。

（2）出荷について

神戸肉流通推進協議会は、枝肉基準の確認を行ったうえで、枝肉基準に従った生産が行われていない場合には、「但馬牛」「但馬ビーフ」「TAJIMA BEEF」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

7. 地理的表示等の使用の確認

（1）神戸肉流通推進協議会は、前記5の確認の際に、産地、牛の種類、歩留・肉質等級の各基準をいずれも満たしている牛肉についてのみ、地理的表示である「但馬牛」「但馬ビーフ」「TAJIMA BEEF」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際地理的表示である「但馬牛」「但馬ビーフ」「TAJIMA BEEF」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（例えば出荷用のダンボール）についても確認する。

（2）神戸肉流通推進協議会は、前記5の確認の際に、以下の牛肉があるか否かを確認する。

①産地、牛の種類、歩留・肉質等級の各基準のいずれかを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「但馬牛」「但馬ビーフ」「TAJIMA BEEF」及び登録標章が使用されている牛肉

②地理的表示である「但馬牛」「但馬ビーフ」「TAJIMA BEEF」のみが使用されて

いる牛肉

③登録標章のみが使用されている牛肉

8. 地理的表示等の使用の指導

神戸肉流通推進協議会は、前記5の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該指定生産者に対し、一定期間牛の出荷を禁止できるものとする。

- ① 産地、牛の種類、歩留・肉質等級の各基準のいずれかを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「但馬牛」「但馬ビーフ」「TAJIMA BEEF」及び登録標章を使用した場合
- ② 地理的表示である「但馬牛」「但馬ビーフ」「TAJIMA BEEF」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合

9. 実績報告書の作成等

神戸肉流通推進協議会は、8月1日から翌年7月31日までを一年度として、年度終了後3か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

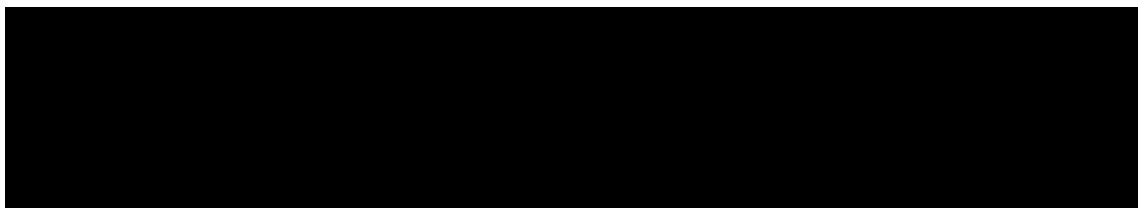
- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程業務管理の対応実績が分かる資料として、以下の資料
神戸肉流通推進協議会役員から提出された「兵庫県産(但馬牛)証明書交付報告書」「素牛、肥育期間及び牛の種類指導報告書」
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10. 実績報告書等の保存

神戸肉流通推進協議会は、前記9により作成提出した書類に加え以下の書類を、神戸肉流通推進協議会事務局の全国農業協同組合連合会兵庫県本部畜産部畜産課の事務所内に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 子牛登記書

11. 連絡先(文書送付先)



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]